



# 経営者のための確定申告相談のご案内

★所得税の申告と納税は 2月16日(木)～3月15日(木)まで!

★個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は 4月2日(月)まで!

悩むよりもまずは相談! 商工会はあなたの身近な相談相手です。

商工会では個人で事業を営んでいる皆様の平成23年分の所得税と消費税の決算申告個別相談を次のとおり実施いたします。

日時 2月6日(月)～3月5日(月) (土・日・祝を除く)

いずれも午前9時～午後5時 (正午～1時を除く)

場所 忠岡町商工会 まずは商工会へお電話ください。  
(担当職員 森・南まで)

次の書類をご持参ください

- ① 22年分と今回送付されてきた23年分の申告書・決算書、印鑑(認印)
- ② 昨年1年間の売上(収入)・仕入・経費金額のわかるもの
- ③ 昨年中に支払った国民健康保険料・介護保険料等の額がわかるもの
- ④ 国民年金保険料・国民年金基金掛金の控除証明書(紛失された場合は控除証明書専用ダイヤル☎0570-070-117で再発行を受けてください)
- ⑤ 生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
- ⑥ 医療費の領収書(平成23年1月1日～12月31日に支払ったもの)
- ⑦ 23年中に土地・建物・株式の売買があった場合は事前にお問合せください。
- ⑧ 期末商品等の棚卸在庫金額がわかるもの

相談無料  
秘密厳守



## 税理士による 個別無料相談会

場所 忠岡町商工会  
2月17日(金)・24日(金)  
3月2日(金)・9日(金)  
いずれも午後1時～4時

相談は無料ですが事前にご予約ください。  
☎33-3208

## 泉大津税務署からのお知らせ

事業主の皆さんへ

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、平成24年1月31日(火)です。法定調書及び合計表は、提出期限までに所轄税務署へ。

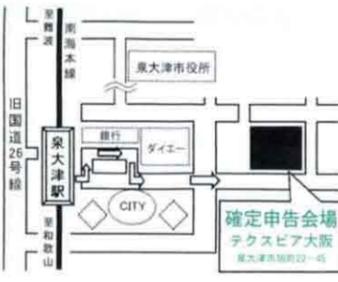
地区相談会場のご案内  
税理士による無料の確定申告相談会場を次のとおり開設します。

★和泉市コミュニティセンター  
(和泉市府中町2-7-15)  
2月7日(火)～9日(木)

★和泉シティプラザ  
(和泉市いぶき野5-4-17)  
2月21日(火)～24日(金)

泉大津税務署は、確定申告会場をテクスピア大阪に開設します。  
平成24年2月1日(水)～3月15日(木)

※会場は都合により、なるべく午後4時ごろまでにお越し下さい。



経営者以外のご相談は地区相談会場またはテクスピア大阪の確定申告相談会場をご利用下さい。

## お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート!

【ご融資額】 学生・生徒1人あたり300万円以内  
【利率】 年2.55% (母子家庭は年2.15%)  
(平成23年11月10日現在)

【ご返済期間】 15年以内 (交通遺児家庭または母子家庭は18年以内)  
【元金据置期間】 在学期間内 (在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。)

※平成20年10月から、ご利用いただける方の世帯年収(所得)上限額が変更されています。

詳しくは教育ローンコールセンターまたは最寄の支店(国民生活事業)へ

0570-008656

(注) 1. 全国から市内通話料金でご利用いただけます。  
2. お客様が加入されている電話でご利用いただけない場合は、(03) 5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫  
堺支店 国民生活事業

《コールセンター受付時間》  
月～金/9～21時  
土曜日/9～17時  
※日曜日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

★高石商工会議所  
(高石市綾園2-6-10)  
2月29日(水)～  
3月2日(金)  
【受付時間】  
午前9時30分～11時30分  
午後1時～3時  
(混雑の状況により早めに終了させていただきます)  
※土地・建物や株式等の譲渡所得及び贈与税の相談はテクスピア大阪の会場をご利用下さい。  
※お越しになる際は、電車・バス等の公共交通機関をご利用下さい。  
※要件に該当する場合であっても医療費控除や所得税の還付を受けるための公的年金等を受給されている方へ重要なお知らせ  
平成23年分の確定申告から公的年金等に係る雑所得を有する方で、次の要件に該当する方は、所得税の確定申告書の提出が不要となる旨、所得税法の一部が改正されました。  
「公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下」かつ「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」に該当する場合  
※要件に該当する場合であっても医療費控除や所得税の還付を受ける



## 商工会会員 募集中!

商工会は中小企業の経営相談所です  
開業相談もお気軽にどうぞ!

会員にご加入いただくと次のような特典があります。

- ◆融資・税務・労務・パソコンなどの無料相談 ◆定期健康診断
  - ◆各種セミナーへの参加 ◆労働保険事務組合への労働保険事務の委託
  - ◆各種共済への加入(退職金共済、火災共済、PL保険、損保ジャパンの自動車保険割引など) 個人会費 年間12,000円～ / 法人会費 年間36,000円～
- ＜問＞ ☎33-3208 (祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時15分)

ため申告書を提出することができません(詳しくは、最寄りの税務署にご相談下さい)。  
※所得税の申告が不要でも、住民税の申告が必要となる場合があります。  
(詳しくは、お住まいの市区町村にご相談下さい)。